

○長井市景観審議会審査部会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長井市景観条例（平成23年条例第2号。以下「条例」という。）第27条第1項の規定に基づき、長井市景観審議会審査部会（以下「審査部会」という。）の組織運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査部会は、次に各号に掲げる事項について審査し、会議の経過及び結果を市長に報告するものとする。

- (1) 条例第13条の規定による特定届出対象行為の審査
- (2) 条例第14条の規定による勧告
- (3) 条例第15条の規定による変更命令
- (4) 条例第16条の規定による要請

(会議)

第3条 審査部会の会議は、部会長が招集しその議長となる。

2 審査部会は、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明又は意見を徴することができる。

(庶務)

第4条 審査部会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査部会の運営に関し必要な事項は、部会長が審査部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。